

’25家製協第◆◆号
2025年◆◆月◆◆日

市(or 区、町、村)

市(or 区、町、村)長 様

東京都千代田区霞が関 3-7-1

霞が関東急ビル 5 階

一般財団法人家電製品協会

専務理事 川上 景一

不法投棄未然防止事業協力 内定通知書 （見本）

（2026年度）

貴市(or 区、町、村)が不法投棄未然防止事業協力応募申請書（◆◆◆◆年◆◆月◆◆日付け）をもって応募された■■地域に係る計画について、不法投棄未然防止事業協力実施要項（以下「要項」という。）第5条第4項の規定に基づき第三者委員会は、協力を内定するとともに、同項の規定に基づき当該内定に下記の条件を付すること及び同条第5項の規定に基づき協力の条件を下記のものとするをそれぞれ決定いたしましたので、通知いたします。

⇒地域は全域の場合、「■■全域」と記載

なお、この通知が貴市(or 区、町、村)に到達した日から1か月が経過する日までに貴市(or 区、町、村)から一般財団法人家電製品協会に当該内定に係る案件について同条第6項に規定する事業協力確認書を提出いただけなかった場合、同条第10項の規定に基づきこの内定は取り消されることとなりますので、念のため申し添えます。

記

1. 用語の定義

- (1) この通知書において使用する用語の定義は、この通知書に特に定めるほかは、要項及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に定めるところによるものとする。
- (2) この通知書において「防止事業期間」とは、2026年●月●日から同年●月●日までの期間をいう。
- (3) この通知書において「引渡事業期間」とは、2026年●月●日から同年●月●日までの期間をいう。
- (4) この通知書において「対象地域」とは、次に規定する地域をいう。

■■（⇒地域は全域の場合、「■■全域」と記載）

2. 助成金の対象となる事業

基本方針（第三者委員会が策定した基本方針をいう。以下同じ。）及び要項に基づき助成金の対象となる事業は、次に規定する事業（以下「被協力事業」という。）とする。

- （1） 対象地域における特定家庭用機器廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の不法投棄を未然に防止する事業として次に規定するものであって、防止事業期間に実施されるもの（以下「防止事業」という。）

⇒ **防止事業を列挙：費目順（設備費→労務費→その他経費）**

- ① 監視カメラ
- ② ○○○パトロール（以下パトロールという。）
- ③

- （2） 不法投棄された特定廃棄物を引渡事業期間内に回収し、再商品化等実施者に引き渡す事業（以下「引渡事業」という。）引渡事業の対象とする特定廃棄物は、対象地域において回収したものに限るものとする。

3. 第三者委員会が内定に関して付した条件

- （1） 防止事業と引渡事業の相乗効果発揮のための事業実施について

- ① 両事業の相乗効果（ここでいう両事業の相乗効果とは、防止事業と引渡事業が並行して実施されることにより各事業が個別に実施された場合の不法投棄防止効果に比べ、より高い不法投棄防止効果が得られることをいう。）の向上に努めること。
- ② 引渡事業の開始以前に防止事業が開始されていること。

- （2） 粗大ごみの回収について

粗大ごみの回収について、ごみの集積所に粗大ごみを出す方式（いわゆる「ステーション方式」）その他の廃棄物の不法投棄を誘発する懸念のある方式を採用していないこと。（**要項第5条第4項第7号ただし書により認められた場合は、具体的に講じられている不法投棄を防止する措置を記載する。**）

⇒ **以降、必要に応じて追記する。**

- （3） パトロールについて

- ① パトロールについては、当該パトロールに係る契約書、覚書、作業指示書その他これに準ずる書類において、当該パトロールが不法投棄防止を主たる目的としていることを明定するとともに、当該パトロールの実施人数、実施場所、実施日、実施時間を定めること。

- ② パトロールについて、日報を作成すること。

⇒ **車両関連の費用がある場合は②の記載に留意すること**

- ② パトロール及び当該パトロールを実施する際に使用する車両（該当のみ）について、日報を作成すること。

- （4） 撤去等費用の按分について/協力の対象となる事業について
必要に応じて項番号と内容を追記する。

4. 第三者委員会が決定した協力の条件

（1） 防止事業の費目上限額（細則第4条に規定する上限額）

費目	上限額（単位：千円）	事業名
設備費	〇〇〇〇	〇〇〇〇
労務費	〇〇〇〇	〇〇〇〇
その他経費	〇〇〇〇	〇〇〇〇

（2） 撤去等上限額（細則第5条）

〇〇〇千円

（3） 引渡料金上限額（細則第6条）

〇〇〇千円

（4） 助成率（細則第7条）

防止事業：〇〇％ 引渡事業：〇〇％

以上